

3月は『自殺対策強化月間』です

警察庁統計(暫定値)によると平成27年の県の自殺者は939人であり、全国と同様減少傾向にあります。しかし、依然として1,000人近くの方が自ら命を絶つという状況が続いています。

国は、自殺者数の多い毎年3月を「自殺対策強化月間」と定め、地方公共団体、関係民間団体等とも連携して、重点的に広報活動を展開しています。

自殺を考えている人は、悩みを抱えながらも救いを求めており、言葉や行動などから何らかのサインを発信しています。そのサインを、周囲にいる人たちが敏感に気づくことが大切です。

地域一人ひとりの『気づき』により、専門機関への相談を勧めて、皆で自殺予防につなげましょう。

《こんなサインが多いときは注意!》

- ・以前と比べて表情が暗く、元気がない
- ・体調不良の訴えが多くなる
- ・仕事や家事の能率が低下、ミスが増える
- ・周囲との交流を避けるようになる
- ・外出をしなくなる
- ・飲酒量が増える など



《電話相談》

ふくおか自殺予防ホットライン(24時間年中無休)
☎592-0783

問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎934-2278



平成28年度 固定資産税課税台帳の閲覧について

地方税法第382条の2の規定により、固定資産税課税台帳を閲覧に供します。閲覧できる方は、本人(代理の場合、委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人、借家人等です。

【閲覧場所】 宇美町役場 税務課

【閲覧開始日】 4月1日(金)

【閲覧時間】 8時30分 ~ 17時15分
(土曜日、日曜日、祝日は除く)

【閲覧手数料】 4月1日(金)~5月31日(火)…無料
6月1日(水)以後…1納税者(共有含)につき300円

【備考】 閲覧される方は、印鑑または納税通知書、課税明細書等関係書類をお持ちください。また相続人の場合は、被相続人との関係がわかる書類(戸籍等)、借地・借家人の場合は契約書等を提示してください。

問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎934-2242

平成28年度 土地および家屋の価格等の縦覧帳簿の縦覧について

地方税法第416条の規定により、土地および家屋の価格等の縦覧帳簿を縦覧に供します。縦覧できる方は、土地および家屋の納税者です。

【閲覧場所】 宇美町役場 税務課

【縦覧期間】 4月1日(金)~5月31日(火)

(土曜日、日曜日、祝日は除く)

【閲覧時間】 8時30分~17時15分

【備考】 縦覧される方は、印鑑または固定資産税納税通知書・課税明細書等をお持ちください。

問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎934-2242

「四季折々の魅力発見!宇美町三郡山登山」 ~うみで山開き!春の登山~

四季折々の景色を楽しめる三郡山。多くの方に魅力を知っていただくため、春夏秋冬の各時季に登山会を計画しています。春を平成28年度の登山会のスタートとし、1年間の登山者の安全を祈願するため、安全祈願祭を開催いたします。また、安全祈願祭終了後に宇美町体育協会山の会のサポートによる登山を行います。春の三郡山を体感しに、ぜひご参加ください。

【日 時】 4月29日(祝・金)

安全祈願祭 8時30分~9時

登山会9時~(受付 8時~8時50分)

※なお、安全祈願祭はどなたでも参加できます。

※悪天候の場合は中止します。

【行 程】

①【河原谷コース】

河原谷コースを登り、河原谷の大つららが出来る岩壁までの往復約3時間のコース
(休憩時間等を除く)

②【三郡山山頂コース】

河原谷コースを登り、三郡山頂へ行き、つき谷Bコースを下山する約4時間のコース
(休憩時間等を除く)

【集合解散場所】

一本松公園駐車場(昭和の森バンガロー前)

【対 象】

小学生以上(小学生は保護者同伴となります)

【定 員】 各50名(先着順・定員になり次第申し込みを締め切ります)

【申込方法】 代表者の氏名、住所、年齢、性別、連絡先および参加者全員の氏名、年齢、性別と、ご希望コースを電話またはメールにて申し込みください。

【申込期間】

3月15日(火)~4月27日(水)9時~17時

※土・日・祝日を除く。

【参加費】 無料

【持 参 品】

昼食または軽食、飲物、タオル、雨具、帽子、軍手等
※【河原谷コース】の方は、昼食のための休憩時間はありません。



申込・問い合わせ まちづくり課 商工観光係 ☎934-2370
Eメール: kankou-pr@town.umi.lg.jp

年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け)の申請手続きのお知らせ

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援するため、臨時福祉給付金が支給されます。対象になると思われる方には、2月下旬に申請書等を発送していますので、期間内に申請をお願いします。

【支給対象】 昭和27年4月1日以前生まれで、平成27年1月1日現在宇美町に住民登録があり、次の(1)~(3)をすべて満たす人

(1)平成27年度の住民税がかかっていない人
(2)平成27年度の住民税がかかっている人に扶養等されていない人

(3)生活保護を受けていない人

【支給額】 1人につき30,000円(1回限り)

【申請期間】 3月1日(火)~6月1日(水)

【休日特設窓口】 3月5日(土)、3月6日(日)
8時30分~12時

【申請場所】 役場1階福祉課窓口

問い合わせ 臨時福祉給付金申請窓口 ☎957-9048

はり・きゅう利用券について

平成28年度のはり・きゅう利用券の申請受付を4月1日(金)から福祉課高齢者支援係⑤番窓口で行います。

はり・きゅう施術費補助事業は、町指定の治療院ではり・きゅうの施術を受けたときに1回につき1,000円助成する制度です。

【対 象 者】 満65歳以上の方

※入院中・施設入所中の方は対象になりません。

※平成25年度から対象年齢が満60歳から満65歳以上に変更となりましたが、経過措置として、昭和28年4月1日以前に出生された方は、65歳に到達してなくても対象とします。

【助成内容】

《支給枚数》 1か月当たり3枚とし、申請日より年度末(3月)までの月数を乗じた枚数

《助成金額》 施術1回につき1,000円
(1,000円を超えた金額は個人負担)

【申請に必要なもの】

①年齢を証明する書類(健康保険証・介護保険証等)
②印鑑(代理申請の場合は、代理者の印)

問い合わせ 福祉課 高齢者支援係 ☎934-2243

【広告】

【広告】

今、葬儀は事前に決める時代です。
事前相談
西日本典礼 宇美斎場 宇美町宇美3-3-6
TEL 931-1000

KUMON 新学期生徒募集中!
教室見学随時受付中!!
★宇美センター 宇美4-2-10 木村ビル2F
(火・水・金) Tel 957-6615 携帯 090-9075-6404 (荒木)
★宇美東 宇美東1-4-1 極東クリーニングそば
(月・木) Tel 933-7828 携帯 090-9589-1212 (伴)
★宇美はるだ 原田4-18-8 原田下公民分館
(火・金) Tel 934-3180 携帯 090-1345-8634 (須原)